

話題提供：後藤美善 氏(千種区)

大川浩正氏(熱田区)

坂野康夫氏(〃)

鈴木康彦氏(瀬戸市)

竹中倭夫氏(緑 区)

3. 資料作成の検討

・診断書資料集

1992年度内に作成する。まず医事新報社に著作権問題で問い合わせる。

・虫垂炎周辺の体験集

急性腹症をとり上げ、その時改めて呼びかける。

報 告

各科にわたる交通事故災害の医療

— 保険外請求をどうするか —

愛知県保険医協会医療シンポジウム

愛知県保険医協会では、1991年6月22日(土) 2:30～5:00 pm 毎日ビル国際サロンで交通事故の医療シンポジウムを開催し交通事故の補償問題について考えた。会員各位の高い関心とマスコミを含む広い関心と呼んだ。

座長：加藤幹雄(愛知県保険医協会理事)

司会：野村忠男(愛知県保険医協会理事)

シンポジスト：

池山 淳(社保学術部員)

「交通事故の補償」編者

竹中倭夫(地域実践外科懇話会企画委員)

田中貴信(愛知学院大学歯学部補綴科助教授)

長本家豊(社保学術部員)

このシンポジウムで各氏は以下のような講演を行なった。

池山 淳氏

近年の交通事故件数の増大について。全国自動車保有台数の動向。損害保険会社業績の動向。社会保険の経過と各国の動向比較。損害保険会社の被害者に対する対応の問題点。などについて講演し、被害者保護の立場から問題があることが指摘された。しかし損害保険会社は営利が優先するので事故後被害者への対応が悪い。交通事故の補償体系全体を見直す時にきている。関係する行政機関や団体が問題点を話し合う必要がある。健康保険を充実することが大切な鍵となっていることが報告された。

竹中倭夫氏

事故の後遺障害診断書の問題を取り上げ、様式

記載内容が40年前とまったく変わらない。記載すべき内容を検討する必要がある。障害決定のシステムに担当医師に権限がない。損害保険会社への診断書回答で患者さんとの相互不信が増長される危険すらあるなどの諸点の問題提起がなされた。これらの問題の影で損害保険会社が利益を得ていると報告した。

田中貴信氏

歯科口腔外科領域の交通事故の医療についての概説を行った。歯科補綴学の立場から①歯は3/4以上の破損がないときには当該の歯を欠損としない。②智歯は欠損しても補償の対象外である。③欠損歯を入れ歯でなおす場合に支持歯を多数要す。④歯牙の治療は長期予後を考慮すべきである。などの各点について現在問題があることを指摘した。

長本家豊氏

産婦人科における事故の特殊性に触れ未熟児、奇形児などの場合の問題点についての問題提起された。

フロアー議論

篠部次郎氏らから発言があり、頭部外傷の患者さんに対して行ったレントゲンCTなどについて損害保険会社が、患者の希望しない検査を行ったとして一切の医療費を支払拒否をした事例が報告された。この事例では損害保険会社がわが強引に患者を転院させ、さらに一切の医療費の支払を拒否したものであった。このような不当な患者取り扱い例は数多くかなりの問題を残すものとして批

判がなされた。

加藤幹雄氏のまとめ

医療機関に対する不払いと患者被害者に対する不払いで、医療機関と被害者とが無権利状態で放置されていることが少なくない。医療機関ばかりでなく被害者の救済を考えて、関係諸団体、監督省庁は改善に努力すべきである。交通事故の補償

問題は重要な社会的な課題であるとしめくくった。

このシンポジウムは交通事故の被害者が多発していることから大きな反響を呼び、マスコミ各社でテレビ、新聞などで報道された。その後一般の人々、弁護士、損害保険会社など協会に多くの問い合わせがあった。

報告

働く人と健康

愛知県開業医医療研究会

第6回愛知県開業医医療研究会は、1991年6月15日県医師会館地階で「働く人と健康」をテーマとして開催されたが、「過労死」が社会的関心を集めているときということもあり、マスコミの取材も7社を数え、会員を中心に58名が参加した。

座長徳田地域医療部長の問題提起のあと、朝日新聞名古屋本社編集委員の中生加康夫氏が「ジャーナリストから見た“過労死”問題と開業医に望むもの」と題して記念講演を行った。

続く一般報告では、広間正美氏(江南市・内科開業医)「夫の過労のかけに妻の苦労あり」、三浦英樹氏(中部労災病院精神科)「働く人のメンタル・ヘルス」、西浦幹朗氏(蒲郡市職労書記長)「市民病院看護婦の労災認定を得て」の3題が報告され、質疑が行われた。

最後に、名古屋大学医学部公衆衛生学教授の山田信也氏から「日常診療と働く人の健康問題」をテーマとする特別報告を受けた。

以下、中生加氏の記念講演と山田教授の特別報告の要旨を紹介する。

(文責筆者)

■記念講演

「ジャーナリストからみた

“過労死”問題と開業医に望むもの」(要旨)

(朝日新聞社会部)中生加康夫

1989年、弁護士、医師らの手で全国に「過労死110番」が開設されたが、ちょうどその頃私はドキュメント「過労死と妻たち」の連載企画にあたっ

ていた。いわば、昭和最後の年が「過労死元年」になったといえる。

過労死とは、疲労・ストレスによる急死、突然死であって、その原因は明白である。それは休まないから、休めないから、そして早く帰る雰囲気職場でないからだ。

具体例をみよう。昭和郵便局の山内さんは、14年前、勤務の合間に夕食をとりに行った帰途路上で倒れ、翌日の未明、意識不明のまま脳出血で死亡した。その半年前、昭和郵便局は機械化で集中処理局となり、昭和区だけでなく瑞穂区や千種区の郵便物まで扱うようになった。それまで職員寮の寮長をしていた50歳の山内さんは、こんな新体制の中へ、郵便課副課長として転勤してきたのだった。結局、毎日12時間労働を余儀なくされた上、年休はおろか週休さえとれないままに、持病の高血圧を悪化させ、転勤後わずか4カ月で山内さんは死亡した。

この事例では、奥さんが国家公務員災害補償法に基づく遺族補償を申請し、郵政局がこれを認めなかったため、裁判で争うこととなり、名古屋地裁では勝訴したが、国が控訴したので名古屋高裁で審理中である。

東京都中野区の「男性の生活と意識に関する調査」によれば、「自身働きすぎと思っている」と「まあそう思っている」を合わせて70%近く、また「働きすぎの理由」としては、「仕事が忙しくて働かざるをえない」「働かないと生活に困る」